

静岡市駐車場条例の一部改正について

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市駐車場条例（平成15年静岡市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する供用時間は、管理上必要があると認めるときは、静岡市静岡駅北口地下駐車場（以下「静岡駅北口地下駐車場」という。）にあっては市長は、静岡市清水駅東口駐車場（以下「清水駅東口駐車場」という。）にあっては第18条第1項の規定による指定を受けて管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は市長の承認を得て、これを変更することができる。

第4条中「時間」の次に「(以下「入出場時間」という。)」を加え、「静岡市静岡駅北口地下駐車場（以下「静岡駅北口地下駐車場」という。)」を「静岡駅北口地下駐車場」に、「静岡市清水駅東口駐車場（以下「清水駅東口駐車場」という。)」を「清水駅東口駐車場」に改め、同条ただし書中「指定管理者が」を削り、「市長の承認を得てこれ」を「静岡駅北口地下駐車場にあっては市長は、清水駅東口駐車場にあっては指定管理者は市長の承認を得て、入出場時間」に改める。

第7条から第12条までを次のように改める。

(使用料)

第7条 静岡駅北口地下駐車場の使用料は、別表第1に規定する金額の範囲内において規則で定める額とする。

(静岡駅北口地下駐車場の回数駐車券の発行)

第8条 市長は、静岡駅北口地下駐車場を利用する者の利便を図るため、別表第2に定める回数駐車券を発行することができる。

(使用料の徴収)

第9条 使用料は、静岡駅北口地下駐車場を利用する者から自動車を出場させるときに徴収する。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用料を徴収する時期を別に定めることができる。

(使用料の免除)

第10条 市長は、国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車させるときその他市長が必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、静岡駅北口地下駐車場の供用を休止したときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第12条 削除

第12条の2中「駐車場」を「清水駅東口駐車場」に改める。

第12条の3の見出し中「回数駐車券」を「清水駅東口駐車場の回数駐車券」に改め、同条中「駐車場」を「清水駅東口駐車場」に、「回数駐車券を」を「別表第2に定める回数駐車券を」に改める。

第13条中「指定管理者」を「市長等（静岡駅北口地下駐車場にあつては市長を、清水駅東口駐車場にあつては指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第15条及び第17条の3中「指定管理者」を「市長等」に改める。

第18条第1項及び第2項並びに第20条第1号及び第2号中「駐車場」を「清水駅東口駐車場」に改める。

第22条第1号中「駐車場」を「清水駅東口駐車場」に改め、同条第2号中「静岡駅北口地下駐車場の回数駐車券並びに」を削る。

別表第1中「第18条関係」を「第7条、第18条関係」に改め、同表1静岡駅北口地下駐車場の表中「利用料金の限度額」を「金額」に改める。

別表第2中「第18条関係」を「第8条、第12条の3、第18条関係」に改め、同表1静岡駅北口地下駐車場の表中「回数駐車券の限度額」を「回数駐車券の額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。